

「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改正案に対する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方
 (意見募集期間：令和4年6月25日(土)～令和4年7月25日(月))

別紙1

【提出意見9件(法人8件、個人1件)】

	提出者	該当箇所	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1_1	株式会社NTTドコモ	全体	本改正案は、インフラシェアリングの更なる有効活用に向けて、携帯電話事業者とインフラシェアリング事業者に係る法の適用関係の更なる明確化が適切になされており、改正内容に賛同します。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
1_2	株式会社NTTドコモ	P5	また、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備をより一層推進するという観点から、多種多様な施設基盤を有効活用していくことが、円滑な設備構築と迅速なサービス提供に有効であり、特に「電柱・管路ガイドライン」で示されている、電柱、管路、とう道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備に、行政財産であるものを含めることや対象設備拡大のための規制緩和を含めた実現の可能性(具体的には、信号柱の既存管路利用や、昇降機昇降路の管路利用、街灯柱利用、条例等により管路を架空設置できない場合の埋設管路利用等)について、今後更なる検討がなされることを希望します。	御意見は、主に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月総務省。以下「電柱・管路ガイドライン」という。)に対する意見として承りました。今後のインフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備をより一層推進するための各種検討の際の参考とさせていただきます。	無
2	KDDI株式会社	全体	本改正案は、電気通信事業法及び電波法の適用関係の更なる明確化によりデジタル田園都市国家構想の実現に向けた5G基地局整備の促進に寄与することが期待されることから、これに賛同致します。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
3	ソフトバンク株式会社	P9～12	今回の改正により、免許人および電気通信設備シェアリング事業者が実施すべき内容が明確になったことから、本改正案に賛同します。 今回の改正案では、電波を発射しないよう十分な措置を電気通信設備シェアリング事業者が講じることとなっていますが、多様なソリューションが期待される一方で、その十分な措置が高額となることで、結果として全ての箇所の免許を取得するような事態にならないよう注意が必要と考えます。 総務省殿におかれましては、今後も適宜ガイドラインの改正を行うなど、インフラシェアリングの推進の後押しを頂けますようお願いいたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
4	楽天モバイル株式会社	全体	現状では今後も各社がそれぞれにエリア整備のための設備投資(設備競争)を継続すると考えられる一方、基本方針が公表されているデジタル田園都市構想といった国の政策や昨今の情勢、国の財産である電波の有効利用という観点からは、インフラシェアリングだけではなく様々な協業(RANシェアリング等)によるカバレッジ拡充について検討していくべきではないかと考えます。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無
5_1	Sharing Design株式会社	P2	【総務省案】 ①土地又は工作物を一又は二以上の移動通信事業者を使用させる事業形態 【意見】 賛同いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無

5_2	Sharing Design株式会社	P9	<p>【総務省案】 すなわち同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に通信がとどまる場合は電気通信回線設備に該当しない。</p> <p>【意見】 賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
5_3	Sharing Design株式会社	P11	<p>【総務省案】 他方、各移動通信事業者の希望する電波発射の具体的な場所が全て一致しているとは限らず・・・</p> <p>【意見】 電気通信設備シェアリング事業者の実態に即しており、賛同いたします。 本改正により、電波発射希望箇所が一致しない場合もインフラシェアリングが推進されるものと期待いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
5_4	Sharing Design株式会社	P16	<p>【総務省案】 6. ガイドラインの見直し</p> <p>【意見】 必要に応じて内容を見直すことに賛同いたします。 置局計画に対する5Gの普及促進には、シェアリング事業者による参入が促進剤となることが期待され、国内外の社会ニーズや機器類の技術革新を見据えると、中長期的にも柔軟な発想と対応が必要と考えます。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
6_1	株式会社JTOWER	全体	<p>「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び、電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下、「インフラシェアリングガイドライン」）については、平成30年12月に策定されて以降、様々な形態のインフラシェアリング事業者の市場参入、並びに携帯電話のネットワーク構築の有効的な手法として社会的な認知がより一層に進むなど、相応の効果が見られたものと考えます。</p> <p>今般、令和4年3月に、総務省からデジタル田園都市国家インフラ整備計画が公表され、世界最高水準の5G環境の整備推進を目指す取組みが進む中、インフラシェアリングガイドラインについても累次の改訂が行われたことは、時機をみた取組みと捉えており、大いに賛同するものです。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無

6_2	株式会社JTOWER	全体	<p>他方、わが国においては、諸外国と比して、インフラシェアリング市場は未だ十分に発展しているとは言えず、依然市場規模の拡大の余地を残すものと考えます。</p> <p>インフラシェアリングについては、5Gから将来的な6Gに向けた観点でも高周波数帯域の活用によって更に多くの基地局設備の設置の必要性が見込まれていること、並びに条件不利地域等の国土面積のカバー率向上を進めるためにも、効率的かつ省エネ等環境面にも配慮した有効なネットワークの構築手法であると考えています。</p> <p>重ねて、インフラシェアリングについては、本年7月1日に公表された、デジタル田園都市国家構想基本方針に基づき、循環型社会の実現に向け国としての取組みの一つとして位置づけると共に、市場の拡大を促し5G等インフラ整備を進めるためにも、より一層の政策による促進策が必要と考えます。</p> <p>・インフラシェアリング事業者を支援する観点は引き続き重要であり、今回のインフラシェアリングガイドラインの改訂のような継続的な制度的な課題の抽出、またそれに伴う制度の整備、インフラシェアリング事業者を対象にした高度無線環境整備推進事業や携帯電話等エリア整備事業といった補助金制度の継続や充実、税制優遇の導入などについての検討を推進。</p> <p>・従来、基地局設備は、各携帯電話事業者単位で鉄塔等が建設され同じエリアにおいて異なる事業者の鉄塔等が並存するケースが散見されるため、鉄塔等の統廃合を促進させる補助金などの施策の検討を推進。この施策により、以下の効果が期待され、5G等エリア拡大、及び充実度の向上を早期かつ効率的に実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓電力等の省エネ、脱炭素化 ✓携帯電話事業者の運用費用等（稼働費、保守部材、物流費）の削減 ✓景観への配慮、省スペース化 	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
6_3	株式会社JTOWER	P2	<p>【総務省案】</p> <p>本ガイドラインにおいて、①を行う者を「鉄塔等シェアリング事業者」、②を行う者を「電気通信設備シェアリング事業者」、両者を合わせて「インフラシェアリング事業者」という。</p> <p>【意見】</p> <p>当該改訂により、共用する設備の属性によって「鉄塔等シェアリング事業者」、「インフラシェアリング事業者」と区分けされ、それぞれに対応する法令等規律への理解がより容易になったものと考えます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
6_4	株式会社JTOWER	P 5・6	<p>【総務省】</p> <p>電柱・管路ガイドラインには、設備の提供に当たっての原則として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係法令に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する「公正性の原則」 ② 設備を提供するに当たり、差別的な取扱いをしない「無差別性の原則」 ③ 設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する「透明性の原則」 ④ 設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする「効率性の原則」 <p>が掲げられており、鉄塔等シェアリング事業者は、当該原則に基づき、設備を提供することが求められる（同条第4項）。</p> <p>【意見】</p> <p>インフラシェアリングガイドラインに規定された提供原則、提供条件等の考え方適用については、今後さらにインフラシェアリング事業者の新規参入、並びに事業形態の多様化が進む可能性があることも勘案したうえで、ルールの一画一化・硬直化が事業参入インセンティブを損なうことがないよう配慮が必要と考えます。</p> <p>なお、③透明性の原則については、インフラシェアリング事業者間の競争領域にあたるような営業情報については、事前の開示が困難な場合も考えられますので、併せて運用面における配慮は必要と考えます。</p>	<p>本ガイドライン案が引用する「電柱・管路ガイドライン」は、鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものであり、公正性、無差別性等の原則に反しない限り、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではありません。</p> <p>なお、同ガイドライン第12条においては、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障が生じる場合は、設備保有者が事業者への回答を行うことを必ずしも求めるものではないことが示されています。</p>	無

6_5	株式会社JTOWER	P9~12	<p>【総務省案】 左記、該当箇所（略）</p> <p>【意見】 電気通信設備インフラシェアリングに関する電気通信事業法の適用については、インフラシェアリングの提供形態等によって、新たに整理が必要になる場合も考えられます。 そのような場合には、事業育成の観点から、電気通信設備インフラシェアリング事業者が、事業インセンティブを損なうことがないよう、適宜の検討を行って頂けるよう希望します。</p>	インフラシェアリング事業の関係法令に係る適用関係について整理している本ガイドライン案は、技術・サービスの進歩やインフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしており、総務省はインフラシェアリング事業を巡る環境の変化を注視し、必要な対応を行ってまいります。	無
6_6	株式会社JTOWER	P 1 0 ・ 1 1	<p>【総務省案】 他方、移動通信事業者に使用させる電気通信設備が電波の発射等を制御する基地局装置等の設備であり、電気通信設備シェアリング事業者が当該設備を使用する基地局を運用する場合は、無線局の免許（同項）が必要となる 例えば、ビルや公衆地下街等の屋内においては、図1のように、機械室に各移動通信事業者の無線機や電気通信設備シェアリング事業者の共用化装置（親機：MU（Master Unit））を設置し、階数や場所ごとに、電気通信設備シェアリング事業者の共用化装置（子機：RU（Remote Unit））や共用空中線を設置する場合がある。この場合、A社、B社がそれぞれ電波の発射等を制御する無線機を設置し運用しているため、A社、B社がそれぞれ共用空中線①～④に係る無線局の免許を取得する必要があり、電気通信設備シェアリング事業者は無線局の免許を取得する必要がない。</p> <p>【意見】 本規定については、電気通信設備シェアリング事業者による無線局免許取得の要否に関する考え方として「電波発射の制御の有無」を再確認したものと理解します。 電気通信設備シェアリング事業者の無線局免許については、提供する基地局設備の範囲、運用の責任範囲や形態によっても、その要否が変わってくると考えられますので、引き続き事例の積み上げを行い、インフラシェアリングガイドライン等で敷衍していくことが必要と考えます。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。また、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無
6_7	株式会社JTOWER	P15	<p>【総務省案】 インフラシェアリング事業者が移動通信事業者との間で協議を行うに当たっては、移動通信事業者からその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じるが、インフラシェアリング事業者自身やこれと資本関係を有する者等が移動通信事業を行う場合もあり得ることから、当該移動通信事業者の競争上の地位を危うくすることがないよう、その聴取範囲を明確化することが必要である。 ～（略）～</p> <p>【意見】 本規定については、インフラシェアリング事業者の聴取範囲について定めたものですが、他方、インフラシェアリング事業者と移動通信事業者との協議にあたっては、移動通信事業者側でもインフラシェアリング事業の主体となり得ることから、移動通信事業者側が取得するインフラシェアリング事業者の情報の取扱い等についても公正性が確保出来るよう、双務規定とすることが必要と考えます。</p>	移動通信事業者がインフラシェアリング事業者から聴取・取得した情報を適切に取り扱うことが求められると考えますが、双務規定とするか否かについては、個別具体的な事例も参考にしつつ慎重に検討をすることが必要と考えています。	無

6_8	株式会社JTOWER	P16	<p>【総務省案】 本ガイドラインは、現時点で想定される移動通信分野におけるインフラシェアリングのビジネスモデルを前提として策定したものであり、技術・サービスの進歩、インフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。</p> <p>【意見】 引き続き、インフラシェアリングガイドラインについては、本案のとおり、インフラシェアリングの事業形態、提供形態の進展に応じて、機動的な見直しを行って頂きたく考えます。 なお、その際においては、インフラシェアリング事業者等からの意見聴取を十分に行って頂けるよう要望します。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。また、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無
7	日本電気株式会社	全体	<p>この度は、ガイドラインを改正いただきありがとうございます。 今回のガイドラインの改正に賛同いたします。 引き続き、より分かりやすいガイドラインの作成を宜しく願います。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
8_1	住友商事株式会社	P2	<p>【総務省案】 ①土地又は工作物を一又は二以上の移動通信事業者に使用させる事業形態</p> <p>【意見】 賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
8_2	住友商事株式会社	P9	<p>【総務省案】 すなわち同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に通信がとどまる場合は電気通信回線設備に該当しない。</p> <p>【意見】 賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
8_3	住友商事株式会社	P11	<p>【総務省案】 他方、各移動通信事業者の希望する電波発射の具体的な場所が全て一致しているとは限らず・・・</p> <p>【意見】 賛同いたします。 本改正により、電波発射希望箇所が一致しない場合もインフラシェアリングが推進されるものと期待いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
8_4	住友商事株式会社	P16	<p>【総務省案】 6. ガイドラインの見直し</p> <p>【意見】 賛同いたします。 5Gの普及促進には、シェアリング事業者の貢献が大いに期待されます。 将来の社会ニーズ変化や機器類の技術革新を見据えると、今後も引き続き柔軟な発想と対応が必要と考えます。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
9	個人	全体	<p>とても有意義な改正と思います。 周波数問題も併せて改正して頂けるとな幸いです。アンドロイド端末が他者キャリアで使えない点も併せてお願い致します。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。 なお、後段の携帯端末に係る御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。</p>	無